

座間市工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札参加者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続きについて必要な事項を定める。

(疑義申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下「設計書」という。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(疑義申立者)

第3条 疑義申立てのできる者は、積算疑義の対象となる入札に参加し、かながわ電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出した者（以下「入札参加者」という。）とする。

(疑義申立て手続)

第4条 入札参加者は、電子入札システム又は書面による保留通知書の通知後から開札日の翌日の正午までの期間において、金額入り設計書閲覧請求書（第1号様式）を市長に提出することにより、設計書を契約検査課において閲覧することができる。

2 前項の規定による閲覧は、保留通知書の通知後から開札日の翌日の正午までの開庁時間内とする。

3 第1項の規定による閲覧を行った入札参加者は、積算疑義があると思料する場合、積算疑義申立書（第2号様式）を市長に提出することにより、開札日の翌日の正午までの間に限り、疑義を申し立てることができる。

4 第1項及び前項の規定に関わらず、設計書の閲覧及び疑義申立てを行う期間は、やむを得ない事情があるときは、短縮することができる。

5 第1項及び第3項の規定に関わらず、緊急を要する要件がある場合又は本市において必要ないと認めた場合は、設計書の閲覧及び疑義申立てを行う期間を設けないことができる。

6 入札参加者全てが疑義申立てを行わない場合は、疑義申立て期間の満了を繰り上げ、落札者を決定することができる。

(申立ての回答)

第5条 疑義申立てがあったときは、工事担当課長は積算内容を確認し、疑義申立て期間終了後、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する回答を書面により行うものとする。

(申立て結果の取扱い)

第6条 疑義申立てがあった入札の取扱いは、前条の回答に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止し、それ以外の場合は入札事務を続行する。

(期間の算定)

第7条 この要領に基づく疑義申立ての手續に係る期間の算定については、座間市の休日定める条例（平成4年12月22日条例第33号）第1条第1項各号に規定する休日を除いて定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定は、一般競争入札については施行日以降に公告する入札から、指名競争入札については施行日以降に指名通知する入札から適用する。

第1号様式(第4条第1項)

令和 年 月 日

(あて先) 座 間 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

担当者名及び連絡先

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

1 受付番号

2 工事件名

3 保留通知日

※ 当該請求書の提出にあつては当該入札の保留通知の写しを添付してください。

※ 請求手続きの際は、請求者と直接的な雇用関係にあることを確認できるものを提示してください。

令和 年 月 日

(あて先) 座 間 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者名及び連絡先

積算疑義申立書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 受付番号
- 2 工事件名
- 3 保留通知日
- 4 申立て内容及び理由

- ※ 申立て内容は、具体的に記載してください。
- ※ 自らの入札額積算根拠と設計書の差異について示す資料を添付してください。
- ※ 申立手続きの際は、申立者と直接的な雇用関係にあることを確認できるものを提示してください。